

平成 24 年 9 月 12 日

静岡県立水泳場

静岡県立水泳場の使用不承認について

静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置及び管理に関する条例（平成 2 年静岡県条例第 15 号）及び管理・運営に関する要綱の定めにより、次のいずれかに該当するときは使用を承認することはできません。

1. 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (1) 暴力団又は暴力団員等が使用する場合。

暴力団／その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体。

暴力団員等／暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
 - (2) わいせつな文書、わいせつな図画その他のわいせつなものの頒布、販売若しくは陳列若しくはわいせつ行為又はとばく行為を行うおそれのある場合。
 - (3) 不正又は詐欺的な行為を行うおそれのある場合。
2. 水泳場の管理上支障があると認めるとき。
3. その他その使用を不相当と認めるとき。